

(未定稿につき引用不可、ご参考用)

報告レジュメ 第55回慶應EU研究会第 部 EU法セミナー

20111217

「EU会社法の将来 ~法技術としての「会社の変更」~上田廣美(亜細亜大学法学部教授)

報告レジュメ 第55回慶應EU研究会第 部

EU法セミナー-20111217

「EU会社法の将来 法技術としての「会社の変更」

上田廣美(亜細亜大学法学部教授)

研究の課題と目的

2011年4月5日欧州委員会に答申された「EU会社法の将来に関する有識者グループ報告書」をてがかりに、会社法分野におけるEU法の現状と将来を俯瞰し、とりわけ「開業の自由TFEU45・54」にまつわる部分、会社本店の移動における法技術「会社の変更」に着目して研究する。

欧州委員会関連サイト

http://ec.europa.eu/internal_market/company/modern/index_en.htm

「EU会社法の将来に関する有識者グループ報告書」

第1章のポイント

- * 公開有限責任会社へのこだわり
- * 法整備が逆に上場会社の負担になっていないか
- * 資本市場の公正性と透明性の確保
- * コーポレートガバナンスが域内市場における自由な企業活動の縛りになっていないか?

第2章のポイント

1. 域内移動に関する判例
2. EU立法
3. 国内法にもとづく会社の移動
4. 事実上の本店と登記事業所
5. その他 SEは成功したか?

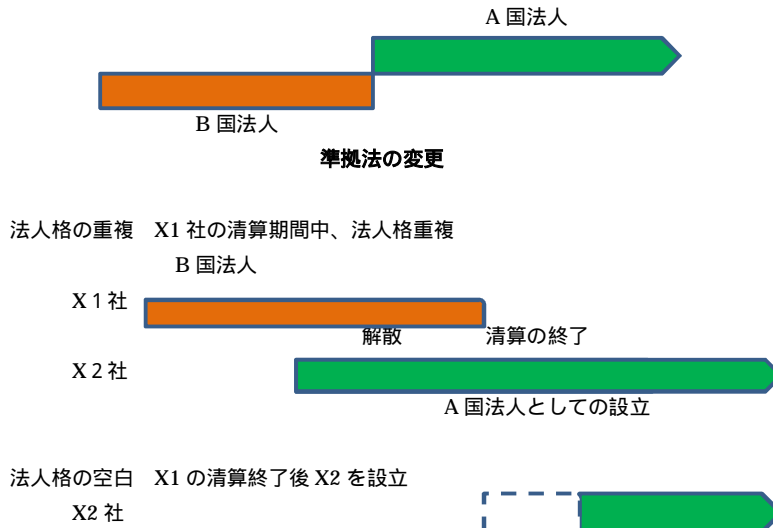
法技術としての「会社の変更」

1. 前提となる状況

そもそも TFEU49 開業の自由を行使する主体を定義する TFEU54 の連結素の条件は、加盟国国内法が定めるところに負っており、EU法でハーモナイズがない・・・

- * 設立準拠法主義 Incorporation Theory と本拠地法主義 Real Seat Theory
- * 会社法上の合併スキーム 吸収合併・新設合併・三角合併
- * 法人格の維持

「会社の変更」のイメージ



2 . 判例の整理 C-81/87 Daily Mail, C-212/96 Centros, C-411/03 Sevic, C-210/06Cartesio

3 . 「会社の変更」の理論の登場 Sevic + Cartesio

C-411/03 Sevic (2005)

2005/56 指令(域内合併指令)

第 14 指令案の中止の判断 (2007)

C-212/06 Cartesio(2008)

報告書 “The Future of European Company Law” (2011)

パブコメの結果待ち

4 . 「第 14 指令」による解決か可能か？

- ・ 組織変更の対象となる会社を資本会社のみとする
- ・ 登記上の本店の移動のみを対象とする
- ・ 手続の厳格化
- ・ ヨーロッパレベルの商業登記所の開設
- ・ 移転に伴う権利義務関係の処理 (会社債権者・労働者・少数株主)
- ・ 当局による異議申し立て権 (公益保護) の観点

5 . さらなる問題点 二重の法制度間競争が生じる？

準拠法の取得

準拠法の変更

設立

移転 (会社の変更)

以上

(未定稿につき引用不可、ご参考用)

報告レジュメ 第55回慶應EU研究会第 部EU法セミナー

20111217

「EU会社法の将来 ~法技術としての「会社の変更」~上田廣美(亜細亜大学法学部教授)

参考文献：EUサイトの文書・判例集のほか、

上田廣美 貿易と関税 2009年7月号、同2005年5月号、2003年9月号

上田廣美 倉沢先生古稀『商法の歴史と論理』所収、59頁以下

上田廣美 亜細亜法学 44巻1号(2009)254頁以下

M.マンジユク(上田廣美訳)国際商事法務 33巻10号(2005)1344頁以下

由布節子 貿易と関税 2000年4月号

三浦哲男 富大経済論集 53巻1号(2007)51頁以下

池田良一 国際商事法務 37巻10号(2009)1337頁以下

上田純子 国際商事法務 37巻7号(2009)885頁以下

Martin/Poracchia, Company mobility through cross-border transfers of resgistered offices within the European Union, Journal du droit international, 2/2010.

Caroline Kleiner, Transfert international du siege des societes, Journal du droit international, 2/2010.

C-411-03 評釈：Monique Luby, D. 2006, No.6, p.451;Reinhard Dammann, JCP G No.19 10 mai 2006 p.970 II10077;

C-210/06 評釈：Robert Kovar, D. 2009, No.9, p.465;Michel Menjucq, JCP G NO.7, 11 fev. 2009 p.40 II 10027; Reinhard Dammann, D, 2009, No.9, p.574;Gilbert Parleani, Rev. Soc. No.1/2009, P.147;

14 指令案及び「会社法の将来」報告書 関連：Benoît Lecourt, Rev. Soc, No.1/2008, p.197;<http://www.leclubdesjuristes.com/publications/actualites/...>:Didier Kling, Ver une 14 eme directive en droit des societes, 21 octobre 2010, CCIP;Noelle Lenoir, D. 2011, p.1808 ; Cathiard/Poracchia, Option Finance No.1132, 4 juillet 2011, p.28;

SE 関連：JCP E et A No.4, 22 jan. 2009, 1087;Cathiard/Lecourt, Dr.Soc. No.8-9 2011, P.5.